

対象者

	対 象 要 件	受給要件を証明する書類
①	生活保護を受けている	証明書類の提出は不要
②	世帯全員の所得が一定以下である	<p>確定申告・町府民税の申告を済ませている場合は、証明書類の提出は不要。</p> <p>令和4年1月1日に太子町に住民票がなかった場合、令和3年中の所得がわかる書類が必要。</p>
③	<p>①、②に該当しないが、特別な事情のため経済的に困っている</p> <p>《特別な事情の例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生計を維持している方の傷病、死亡、失踪、失業や業績の悪化、離婚などで著しく収入が減ってしまった ・家族の病気、けがなどのため多額の治療費を必要としている 	<p>医師の診断書、離職証明書、再就職先の給与明細等の状況を確認できる書類。</p> <p>※世帯全員の状況を証明できることが必要</p>